

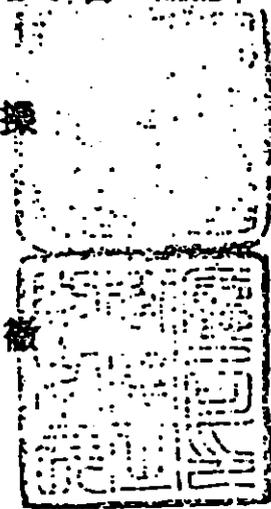


百里訓練／試験空域の設定に伴う覚書

昭和54年5月28日

運輸省航空局長 松本 操

防衛庁防衛局長 原 徹



百里訓練／試験空域の設定に関する基本覚書（昭和54年4月14日）（以下「基本覚書」という。）の締結に伴い、運輸省と防衛庁は次のとおり了解する。

I 基本覚書I-1について

1. 百里訓練／試験空域の高度はFL500以下とする。

但しR-121に係る区域については、FL350を超え、FL500以下とする。

2. 百里訓練／試験空域の存続時間は次のとおりとする。

(1) E_1 訓練／試験空域

日本標準時7時から17時まで

(2) E_2 及び E_3 訓練／試験空域

日本標準時7時から21時までの間であつて、基本覚
書I-2-(2)により東京航空交通管制部長が承認する時
間

I 基本覚書I-2について

1. 中部航空方面隊司令官は、 E_2 又は E_3 訓練/試験空域に係
る訓練を実施する場合、予め東京航空交通管制部長に調整
するものとする。

東京航空交通管制部長は、この調整を受けた場合には、
OTR 3又はOTR 4等に係る航空交通の安全の確保に支
障がない限り、当該訓練/試験空域の使用について承認す
るものとする。

2. 防衛庁は、 E_2 又は E_3 訓練/試験空域に民間機等の飛行が
ない場合、これらの空域を使用し訓練を行うものとし、こ
れらの空域の使用で民間機等の飛行が生じた場合、訓練を
中止し当該空域を開放するものとする。

3. 防衛庁は、百里訓練/試験空域においてFL 240以上
で訓練を行う場合であつて、R-20、OTR-3、OTR
-4、OTR-10又はIXE-HIN直行経路にFL
240以上のIFR機の飛行がある場合は、当該経路の中

心線から「管制方式基準」(Ⅱ)-2-(4)-b-(4)に定める距離に5海里を加えた距離以内の空域において訓練を行わないものとする。

- Ⅱ 百里訓練／試験空域の運用に関しては、基本覚書及び本覚書に従い、東京航空交通管制部長と中部航空方面隊司令官との間で協議して定めるものとする。